⑹　工事の実施形態

１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。

２）本工事は、令和６年３月13日付け国土交通本省通知「令和６年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて」に基づき、賃上げを実施する企業に対する加点措置を行わない工事である。

※通知については、北陸地方整備局ホームページを参照

https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/sougouchinage/index.html

３）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

４）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に承諾願を提出すること。

５）本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。

６）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

７）本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任指導者」という。）を工事契約後に配置することができる試行工事である。

８）本工事は、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる余裕期間（任意着手方式）工事である。

９）本工事は、入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。予定価格の算定に必要な項目について、見積価格を記載した見積価格書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とする工事である。

10）本工事は、熱中症対策について受発注者間で協議のうえ対応する工事である。

11）本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

12）本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。

13）本工事は、受発注者相互の業務の効率化と工事目的物の品質向上を図るため、工事関係図書の徹底した簡素化を図る試行工事である。

14）本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。

15）本工事は、「情報共有システム」を活用する工事である。

16）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

17）本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。

18）本工事は、「建設現場の遠隔臨場」の対象工事である。

19）本工事は、ＢＩＭ活用に係るＥＩＲを適用する工事である。

20）本工事は、工事費積算において次の対策を実施する工事である。

⒜　契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合、必要となる費用について、支払実績により設計変更を行う試行工事。

⒝　地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を行う試行工事。

21）本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般競争参加資格者で建築工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成23年度以降に、元請として完成した工事（官公庁工事又は民間工事）で、下記①から②の要件を満たす新築工事又は増築工事（増築工事の場合は増築部分が下記①から②の要件を満たすこと。）の施工実績を有すること。なお、経常建設共同企業体（以下、「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうち１社がこの施工実績を有していればよい。元請として完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部、地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事又は工事成績を相互利用している各省庁等が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

①　建物構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

②　建物規模：延べ面積400㎡以上

⑹　建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）及び異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）にあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上のものに限る。また、特定ＪＶ、異工種ＪＶ及び経常ＪＶにおける乙型共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の施工実績として認める。

⑺　同一の企業が、単体及び経常ＪＶのうち複数の形態をもって同一の入札に同時に参加することは認めない。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者、又は監理技術者を本工事に配置できること。

また、本工事は、受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要せず、工事の始期以降に配置できること。

①　主任技術者又は監理技術者は、下記の資格を有する者であること。

⒜　主任技術者は、１級建築施工管理技士、２級建築施工管理技士（種別を「建築」とするものに限る。）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

⒝　監理技術者は、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成23年度以降に、元請として完成した工事（官公庁工事又は民間工事）で、下記⒜から⒝の要件を満たす新築工事又は増築工事（増築工事の場合は増築部分が下記⒜から⒝の要件を満たすこと。）の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が特定ＪＶ、異工種ＪＶにあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上のものに限る。また、特定ＪＶ、異工種ＪＶ及び経常ＪＶにおける乙型共同企業体の技術者としての経験は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の施工経験として認める。）。なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者がこの施工経験を有していればよい。